

第1分科委員会の活動を終えて

—座談会と研究内容についての批評—

盧重國

I.

2002年5月、韓日歴史共同研究委員会が発足した。本委員会は2001年に日本の中学校歴史教科書の内容から生じた問題を解決するために、韓日両国の首脳の間でなされた合意事項に依拠して作られた。本委員会が活動に入った後、第1分科は17回の合同分科会を開催し、共同研究発表会を実施した。しかし、第1分科の当初の会議で感じたことは、韓日両側がこの会議に参加する立場の違いが大きいという点であった。韓国側は教科書問題と連繋して研究課題を設定しようという立場であり、日本側は可能ならばそれを排除しようという立場であった。このような立場の相違が完全に解消されたのではないが、回数を重ねて互いに意見交換をしながら、韓日両国の学界の状況もわかるようになり、互いの立場を少しずつ理解できるようになった。このことは本分科の第一の成果だと言える。

II.

座談会は2回わたって行われた。ここで4・5・6世紀の韓日関係史の問題点について集中的に討論し、今後研究すべき課題と展望についても意見を交換した。5世紀の主題と関連して『宋書』倭国伝の倭王武の上表文に現れる「渡平海北」がどこを指し、「祖禰」と「邊隸」の実体がいかなるものかについて熱い論議が交わされた。「渡平海北」の対象について、日本の学界の通説では韓半島だと見ている。しかし、提議者の盧重國は『三国志』東夷伝の倭人伝に樂浪・帶方郡を出発した中国の使臣が邪馬台国まで行く方向が南とされているということと、『日本書紀』神代上に見られる宇佐嶋を根拠として「海」は瀬戸内海であり、「海北」は九州を指すものと主張した。これに対して日本側委員たちは「海北」は九州ではなく、通説の通りに韓半島と見なければならぬという立場を表明した。「祖禰」について盧重國は倭王武の祖と父であり、具体的には倭王珍と濟であると捉えている。しかし、日本側委員は「祖禰」を祖父と見ることもできるが、「先祖」と見るのが妥当だという立場を示した。「邊隸」について盧重國は、宋の詔書に倭王興の王位継承を「新嗣邊業」と表現しているということと、武の上表文に百済が現れているということに根拠をおいて倭と見るべきだとした。しかし、日本側委員通説のように百済と見るべきだという見解を堅持した。

このように、倭王武の上表文について、提議者と日本側委員の間に意見の相違があった。そして、倭王が自称した六国または七国諸軍事號について日本側委員たちはこれを「倭が韓半島南部諸国を支配した」ということを示すのではなく、単に倭王がそのように考えていたことを示すものと理解していた。倭王の自称號が倭の韓半島南部地域の支配を示すのではないということは、韓国側委員たちの見解と脈を同じくするものといえる。

倭の五王の問題は、今回の研究だけでは解決できる性格のものではないことは言うまでもない。従って、この問題は今後もより深い研究が進み、倭王の自称號の性格が明らかにされ、それが韓半島諸国との関係においてどのような意味を持つのか、共通の理解に到達できるよう願うものである。

2回にわたって開かれた座談会は大変に有益な時間であった。これを通して各自が話題提供をして自由に討論しながら、相手方が問題をどのように認識していて、また同一の歴史事項をどのような視点から見ているのかについて、より正確に把握することができた。しかし、2回の座談会だけでは深い論議をすることはできなかつた。今後の共同研究では座談会により多くの時間を割くことが望ましいと考える。

III.

5世紀の倭の五王の問題を扱った石井正敏委員は、3つの事項に焦点を当てた。第一は413年に倭が晋に使臣を派遣したことは事実であるが、人參と貂皮という朝貢品と細篳と麝香という回賜品は高句麗と関連するものと見るべきだということである。第二は451年に倭王済は宋から安東將軍号を受けたのではなく、安東大將軍號に進号されたということである。第三に、宋は高句麗王に征東(大)將軍を、百濟王に鎮東(大)將軍を、倭王に安東(大)將軍号を与えたのは、これらの国が宋と結んだ交渉の順序によるものであり、国力の優劣による国際的な評価や王の身分の上下によるものではないということである。

倭の五王の問題について、日本の学界では多くの研究成果が出されている状況にもかかわらず、関連史料を客観的に綿密に分析・検討してこうした結論を導き出したのは、石井委員の緻密な実証性が際立つ作業である。また、都督諸軍事号を重視したことと安東大將軍への進号が正しいという主張は、倭の五王の爵号問題を解明する上で大変注目される指摘だといえる。しかし、評者はつぎのようないくつかの疑問点を指摘して、補完事項に言及しておこうと思う。

第一に、宋が高句麗王・百濟王・倭王に征東(大)將軍、鎮東(大)將軍、安東(大)將軍を授与したのは、これらの国が宋と交渉をもった順序の前後によると解釈した場合、宋の周辺国の国王に將軍号を授与する場合に、交渉の開始順序が一般的に適用される原則でなければならないという点である。なぜならば宋は442年に西域地域に位置した河西王の沮渠無諱を征西大將軍と冊封した後、443年には武都王の楊文徳をやはり征西大將軍に冊封しているからである。このことは、交渉の順序に従って異なる方位名の將軍号を与えたという石井委員の主張とは異なる事例となる。それゆえ、宋がいかなる理由で高句麗・百濟・倭王には交渉の開始順序に従ってそれぞれ異なる方位名の將軍号を授与し、河西王・武都王には同一の方位名の將軍号を与えたかについて解明が必要である。

第二に、倭国王が自称した6国または7国諸軍事号および宋が百濟を除いて除正した6国諸軍事号が、倭国内において、または倭と韓半島諸国との関係においてどのように機能し、その性格がいかなるものであるかという問題である。この問題について石井委員は単に“倭国王は、百濟の軍事的支配権の要求には「安東(大)將軍」で十分と考えていた”であるとか、“宋が倭国王に最後まで「都督百濟諸軍事」号を与えなかつたのは、すでに百濟王に「都督百濟諸軍事」号を授けていることによるものであり、倭国王の將軍号が百濟王のそれに劣るからという理由に基づくものではない”とだけ述べている。そうであれば倭国王の軍事的支配権の要求ということが何を意味しており、また宋が都督諸軍事号を承認した新羅・任那・加羅・・・に対する軍事権の性格はどのようなものかについて言及があればより望ましいと考える。

第三に石井委員は、「義熙起居注」に現れる倭の朝貢品である貂皮と人參を高句麗の特産物と見て、また回賜品である細篳と麝香については、当時の倭の文化水準から推して見ると倭には相応しくなく高句麗に相応しいものと解釈して、結論的に「義熙起居注」の記事は高句麗と関連するものと捉えている。しかし、このような結論を下す前に、次の事項をまず考慮すべきであったであろう。一つは『魏書』高

麗伝によれば高句麗は自国産ではない扶餘産の黄金と涉羅産の珂を北魏に朝貢品として送っている。このことはある国が中国に朝貢品を納める時に必ず自国の特産品だけを納めるわけではないということを示すものである。また、人参の場合、高句麗の特産品でもあるが百済の特産品でもあった。梁の陶弘景の『本草経集注』によれば、百済で生産される人参は高句麗より質が良い上品だという。従って、朝貢品を検討する時、この二つの点もともに検討すれば良かったのではないかと思う。もう一つは、中国は朝貢してきた国が知らない回賜品を与える可能性があるという点である。『三国史記』新羅本紀の法興王15年条に梁が新羅に使臣を派遣して、新羅が名前も用途も知らない香を公式に伝授したのがその例になる。これは「義熙起居注」から晋が倭に倭が知らない細篳と麝香を回賜品として与えたということと大変よく類似している。従って、貂皮と人参を高句麗の特産品とし、細篳と麝香は倭には相応しくないという前提のもとで、「義熙起居注」の記事を高句麗だけに関するものと断定することは困難ではないかと思う。

IV.

今回の分科活動から古代韓日関係史に関連して、今後論議すべき事項も多く提示された。5世紀の場合、日本側委員は最近栄山江流域から発見されている前方後円墳に多くの関心を示した。我々の学界ではこの古墳の主人公の実体をめぐって多くの論争が繰りひろげられているのが実情である。日本の考古学界ではこの前方後円墳を慕韓と結びつけて考える見解も現れている。従って、この問題について今後韓日両国の学者間で真摯な検討がなされるべきだと考える。そして、6世紀について佐藤委員が扱った倭の仏教受容、倭の漢字文化の受容、大臣外交、磐井の乱などもそれぞれ共同で検討する必要がある課題だといえる。

3世紀以前の場合、濱田委員が部分的に言及した衛滿朝鮮の問題、漢の4郡の問題、三韓の問題なども倭と関連してより深く論議する必要がある。また、7世紀以後の場合、新羅と日本との関係および渤海と日本との関係について、多くの分野から多様な主題を設定して研究すべきであろう。そして張保臯の海上活動と日本との関係なども、今後共同研究がなされるべき課題の一つだといえよう。

文献史料が不足する古代史研究では、考古学的成果を多く活用しなければならない。そのためには韓半島と日本列島で発掘調査された古代遺跡の現場を直接踏査して、遺物を互いに比較・検討することも大変に重要である。第1分科では共同の主題について熱く討論を行った後、合同で遺跡を踏査して、博物館に展示された遺物を共に実見した。このことは両地域の間でなされた文化交流の実相を理解する上で大きな手助けとなった。このような遺跡に対する共同踏査は今後も続けるべきであろう。

V.

韓日間の歴史問題は、韓国が近代社会に入る過程において日本の植民地になったことで胚胎したものである。しかし、光復以後の韓日両国の間の過去の歴史の問題がきれいに整理されず、この問題は今日までずっと両国関係に影響を及ぼしている。従って、この問題は韓日両国の共同の発展と東アジアの平和と繁栄のためにもかならずや解決しなければならない。歴史問題の解決なくして未来に向かう共同の歩みをとるということは大変難しいからである。

しかし、歴史問題はその淵源が古いものであるため、一時に解決できる性質のものではない。それゆえ、何よりも韓日の学者が互いに対する理解を深め、共同の研究作業を継続的に進行して歴史的事件を

客観的に確認し、これについて共同の認識を持つことが必要である。そしてこのような共通の認識を両国の国民と共有する過程が伴うべきである。そのためには互いに顔を合わせながら意見を交換して、学問的に批判し、受容できることは受容する姿勢が必要である。

このような側面から見た時、第1期の韓日歴史共同研究委員会はその第一歩を踏み出したと言える。これを契機に韓日両国の学者が継続的に会して共同して研究し、かつ討論しながら共通の認識を広めて行くことができる仕組みが必要であろう。おわりに日本の中学校歴史教科書の執筆者たちが教科書を執筆する際に、本委員会での研究成果を教科書の内容にある程度反映して、懸案となった歴史問題を解決できる糸口を開くことができることを望むものである。